

新型コロナウイルスによる深刻な影響に対する タクシー事業への支援要望について

当連合会に対しましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度の新型コロナウイルスに関わる波紋は、国民生活そして日本経済にも大きな影響を及ぼしております。

ハイヤー・タクシー事業におきましてもその影響は極めて深刻で、観光客の激減、イベントの中止、外出の自粛要請などによって人の動きが止まり、タクシー需要は激減し、営業収入は別添のとおり大幅に落ち込んでおります。

資金繰りも極めて厳しくなっており、地域によっては事業の休止・廃業も余儀なくされてきている状況にあります。

タクシー事業は地域に密着した輸送サービスかつ地方創生の担い手であり、国民生活に欠かせない公共交通機関であります。

乗務員の安全と雇用を確保しつつ、その使命を達成できるよう、以下の事項について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 乗務員等の新型コロナウイルス感染防止に努めるため、マスクや消毒液などの感染防止に係る備品について、公共交通機関であるタクシー事業者等への優先的な供給をお願いします。
2. タクシーを利用されるお客様の安心を担保するために、防菌シート、感染防止仕切り板などを車内に設置した場合、その費用の助成をお願いします。
3. 感染防止のためタクシー事業者が行う安全対策等正確な情報の積極的な発信をお願いします。
4. 資金繰りが厳しくなっている事業者に対する支援として
 - ①公的融資制度のより一層の拡充（無利子・無担保の融資の返済期間の猶予を含む）②固定資産税、事業所税、自動車税等の軽減などの税制特例措置③金融機関からの融資金の返済猶予④金融機関による貸し剥がしの防止⑤社会保険料、労働保険料の減免⑥赤字補填などタクシー事業者に対する助成・支援の創設・拡充を是非ともお願いします。
5. ドライバーの雇用継続のために、雇用調整助成金制度の拡大・充実、申請手続きの簡素化、迅速な支給について、よろしくをお願いします。

特に以下の2点につき是非ともお願いします。

- ① 休業した場合の休業手当、教育訓練した場合の賃金相当額について、リーマンショック時の引き上げと同様に助成率を中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3へ引き上げること。
- ② 教育訓練した場合の教育訓練費について、リーマンショック時の引き上げと同様に1人1日当たりの加算額を引き上げること。（1日1,200円→中小企業6,000円、大企業4,000円）

6. 歩合給が中心のタクシードライバーの雇用継続のために、コロナウイルス問題が収束するまでの間、前年同月比ベースでみた給与減少分の賃金補填を是非ともお願いします。

7. タクシー需要の激減、売上げの激減による待機時間の賃金支払いに対応するため、コロナウイルス問題が収束するまでの間、最低賃金法の規制の例外的・弾力的な適用・運用をお願いします。
具体的には、一方策として、最低賃金額割れとなる場合にその不足額の補填を是非ともお願いします。